

仙台市スポーツ施設 開館時間短縮のお知らせ

まん延防止等重点措置の実施を受けて、スポーツ施設の開館時間を 20 時までといたします。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

【時短営業期間（開館及び窓口時間 20 時まで）】

令和 3 年 8 月 2 0 日（金）から令和 3 年 9 月 1 2 日（日）まで

（まん延防止等重点措置の延長等により、時短営業期間が変更となる場合があります。）

※利用日が令和 3 年 8 月 1 2 日から令和 3 年 9 月 1 2 日までの予約について、感染症拡大防止のために利用を取りやめた場合は、施設使用料を全額返金いたします。

※時短営業期間中もトワイライト・パスは継続してお使いいただけますが、ご希望の場合は一部返金を行います。返金手続は令和 3 年 9 月 1 2 日までとなります。

※時短営業期間の利用について、20 時以降を含む施設の新規予約は受け付けません。

詳しくは施設まで電話等によりお問合せください。

令和 3 年 8 月 18 日 仙台市